

子どもを安心して 育てることのできる ふるさとづくり



子育ても、 まちぐるみなら安心!

「子育てするなら川崎!」と
思ってもらえるような、
安心して子育てできる
環境づくりを進めます。

頼りにされるという、 生きがい。

いつまでも学びたいという気持ちや
生きがいを応援するための
ネットワークをつくります。



夢に向かって、 ひとつ飛び!

夢に向かって歩き出す、
子供たちの未来を拓く学びを
応援します。



川崎の未来に向けた第2ステージ!

市民の皆さんとともに、もっともっと住みやすいまちへ。



基本 政策 2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます

政策の体系

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

政策 2 - 1 安心して子育てできる環境をつくる

政策の方向性

- 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
子育て環境の整ったまちだと思える市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	31.2%	35%以上

施策の体系

政策 2 - 1 安心して子育てできる環境をつくる

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり



施策 1 子育てを社会全体で支える取組の推進

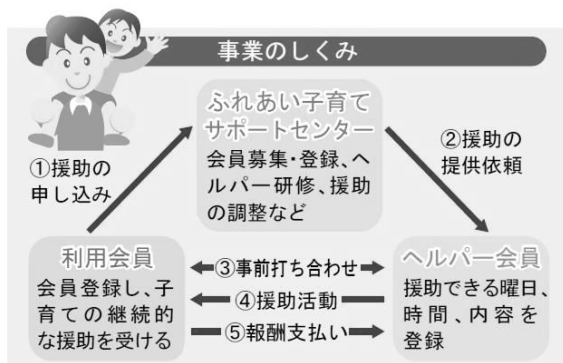


第 1 期の主な取組状況

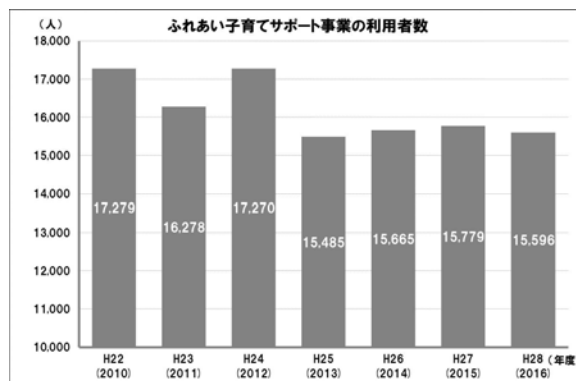
- 地域や社会が親子に寄り添い、子どものすこやかな育ちを支えていくため、在宅で子育てをする家庭への相談支援や親子で遊べる場づくり、互いに支え合う子育て援助活動の促進に取り組んでいます。
- 小児医療費助成制度における通院医療費助成対象年齢を平成 28（2016）年度から小学校 3 年生までに、平成 29（2017）年度から小学校 6 年生までに引き上げるなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。



地域子育て支援センターでの親子の交流の輪



ふれあい子育てサポート事業のしくみ



資料：こども未来局調べ



施策の主な課題

- 子育てに不安や負担感を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- 子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じているか、どのような支援を求めているかなどの現状を把握しながら、子育てニーズの多様化への対応、子育ての不安感の解消などに取り組む必要があります。



施策の方向性

- 地域における親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
- 小児医療費助成制度の運用状況の分析及び検証を踏まえた事業の推進



直接目標

● 地域で子育てを支えるしくみをつくる



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの 利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (平成26 (2014) 年度)	15,596 人 (平成28 (2016) 年度)	16,300 人以上 (平成29 (2017) 年度)	16,600 人以上 (平成33 (2021) 年度)	16,600 人以上 (平成37 (2025) 年度)
地域子育て支援センター利用者の 満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	8.9 (平成27 (2015) 年度)	9.0 (平成29 (2017) 年度)	8.9 以上 (平成29 (2017) 年度)	9.0 以上 (平成33 (2021) 年度)	9.1 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進 H28延べ利用人数：276,623人 53か所 ●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 ○事業の利用促進に向けた取組の推進 H28子育てヘルパー会員平均登録数：775人 ●「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施 ・計画の策定 (H29) ・計画に基づく取組の推進 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	延べ利用人数：278,283人以上 子育てヘルパー会員平均登録数：802人以上 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	延べ利用人数：279,953人以上 子育てヘルパー会員平均登録数：816人以上 ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画部分の見直し	延べ利用人数：281,634人以上 子育てヘルパー会員平均登録数：830人以上	延べ利用人数：281,634人以上 子育てヘルパー会員平均登録数：830人以上 ・次期計画の策定	事業推進 事業推進 事業推進
小児医療費助成事業 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	●小児医療費助成の実施 ・通院医療費助成対象年齢の小学校6年生までの引き上げの実施 ・制度拡充後の分析及び検証	・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進 ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進				事業推進 事業推進
児童手当支給事業 子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	●児童手当の支給 H28支給児童：194,717人	・対象者への適正な支給				事業推進



政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
児童福祉施設等の指導・監査 施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質的確保に向け、適切な指導・監査を実施します。	●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 ・指導・監査体制の充実 ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討 H29監査件数：371件	・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施 ・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討の継続	・処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築			→ 事業推進
	●施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会の開催 H29開催回数：5回	開催回数：5回	開催回数：5回	開催回数：5回	開催回数：5回	

施策 2 質の高い保育・幼児教育の推進



第 1 期の主な取組状況

- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備をはじめ、横浜市との連携による保育所の共同整備や川崎認定保育園の活用など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所においてきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- 子育て家庭が安心して子どもを預け、また、子どもが生活や遊びの体験を通して成長できるよう、公立保育所の持つ専門的な知識と技術の蓄積を民間保育所等と共有する取組を進めるとともに、就職相談会の実施などによる保育士の人材確保対策を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- 保育ニーズの多様化への対応として幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進などに取り組むことにより、幼児教育の推進を図っています。



遊具で遊ぶ園児たち

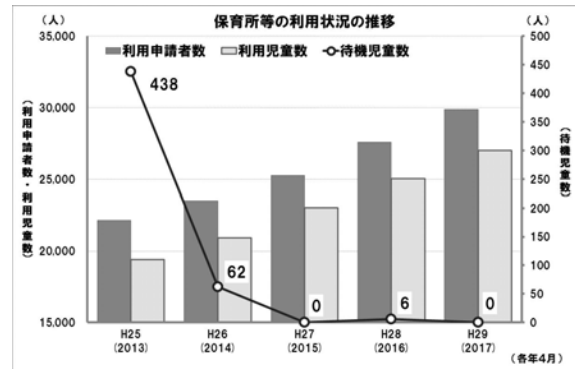


園庭での砂遊び



施策の主な課題

- 大規模集合住宅の開発等に伴う若い世帯の転入増や、共働き世帯の増加などにより、保育所等利用申請者数が伸び続けている状況の中でも、地域の保育需要に対応した受入枠の確保に取り組む必要があります。
- 保育所等の大幅な増加による保育士不足や、保育所等で従事する職員数が増える中でも、保育の質の維持・向上を図るため、保育の担い手となる保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。



資料：こども未来局調べ



施策の方向性

- 保育需要の高まりに対応するための多様な手法による保育受入枠確保の継続
- 保育所の新設整備等に伴い、新たに必要となる保育人材確保に向けた取組の充実
- 公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭児の受入れの推進



直接目標

● 子どもを安心して預けられる環境を整える



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
待機児童数 (こども未来局調べ)	0 人 ※ (平成27 (2015) 年 4 月)	0 人 (平成29 (2017) 年 4 月)	0 人 (平成30 (2018) 年 4 月)	0 人 (平成34 (2022) 年 4 月)	0 人 (平成38 (2026) 年 4 月)
認可保育所等利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.9 (平成27 (2015) 年度)	8.1 (平成29 (2017) 年度)	8.0 以上 (平成29 (2017) 年度)	8.2 以上 (平成33 (2021) 年度)	8.4 以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
待機児童対策事業 当面の人口増に伴う就学前児童数の増加や、待機児童解消への期待感からの新たな保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。	●区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ・窓口での相談支援 継続実施 ●横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進 ○川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用 H29.4横浜保育室 横浜保育室 利用人数：29人 利用人数：29人 ○認可保育所の共同整備 H29開所：2か所目 ・次の整備の検討	継続実施 横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	横浜保育室 利用人数：29人	事業推進 横浜保育室 利用人数：29人
認可保育所整備事業 高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。	●さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大 H29.4の定員数：26,281人 ・H30.4の定員数の確保に向けた整備等 (定員1,746人増) ・川崎区 定員147人増 ・幸区 定員185人増 ・中原区 定員620人増 ・高津区 定員369人増 ・宮前区 定員165人増 ・多摩区 定員130人増 ・麻生区 定員130人増	H30 (2018) .4の定員数：28,027人 ・H31 (2019) .4の定員数の確保に向けた整備等 (定員2,350人増) ①民有地等活用型 ・大師本町1丁目 (60人) ・井田杉山町7丁目 (80人) ②鉄道事業者活用型 ・東急新丸子駅周辺 ・東急溝ノ口駅周辺 ・東急二子新地駅周辺 (各60人) ③民間事業者活用型 (1,350人) ④公立保育所民営化 ・小倉保育園跡地 (定員25人増) ・ごうじ保育園跡地 (定員30人増) ・西高津保育園跡地 (定員105人増) ・南菅生保育園跡地 (定員10人増) ⑤既存保育所の定員枠の拡大 (定員35人増) ⑥川崎認定保育園の認可化等 (定員240人増) ⑦地域型保育事業による受入枠の確保 (定員235人増)	H31 (2019) .4の定員数：30,377人 ・H32 (2020) .4の定員数の確保に向けた整備等 (定員2,151人増)	H32 (2020) .4の定員数：32,528人 ・H33 (2021) .4の定員数の確保に向けた整備等 (定員2,127人増)	H33 (2021) .4の定員数：34,655人 ・H34 (2022) .4の定員数の確保に向けた整備等 (定員2,037人増)	H34 (2022) .4の定員数：36,692人

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
民間保育所運営事業 待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、増設される民間保育所・地域型保育事業等の適正な運営の確保に向けた支援及び指導を行います。	●民間保育所の運営支援 ・職員等の処遇改善及びキャリアアップの枠組みの構築 ・職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進					→ 事業推進
	●民間保育所における受入枠の確保 H29.4の定員数：21,150人(280園) H30.4 (2018) の定員数：23,260人(310園)		H31 (2019) .4の定員数：26,135人	H32 (2020) .4の定員数：28,385人	H33 (2021) .4の定員数：30,720人	→
	●地域型保育事業における受入枠の確保 H29.4の定員数：706人 H30 (2018) .4の定員数：792人		H31 (2019) .4の定員数：1,027人	H32 (2020) .4の定員数：1,263人	H33 (2021) .4の定員数：1,500人	→
	●一時保育実施数の拡大 H29.4：70か所 H30 (2018) .4：74か所		H31 (2019) .4：84か所	H32 (2020) .4：86か所	H33 (2021) .4：88か所	→
	●公設民営保育所の民設化の推進 ・H29までに11か所・12園		・3か所・3園(民設化完了)			
公立保育所運営事業 市内の保育施設における保育の質の維持・向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家族への支援機能を充実します。	●公立保育所の老朽化対策の実施 ・大島・大島乳児保育園 ・基本・実施設計 ・工事着手 運営開始 ・生田・生田乳児保育園 ・基本・実施設計 ・工事着手 運営開始 ・古川保育園 ・基本計画策定 ・基本・実施設計 ・工事着手 運営開始 ・中原保育園 ・基本計画策定 ・基本・実施設計 ・工事着手 運営開始 ・藤崎保育園 ・基本計画策定 ・基本・実施設計 ・実施設計・工事着手 運営開始					
	●公立保育所の民営化の推進 ・44か所・48園(H29まで) ・4か所・4園		・4か所・4園	・3か所・3園	・5か所・6園(民営化完了)	
	●公民保育所職員研修の実施 H28参加者数：2,332人 参加者数：4,500人以上		参加者数：4,500人以上	参加者数：4,500人以上	参加者数：4,500人以上	→ 事業推進
	●公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援 ・育児相談などの支援の実施 継続実施					→
			・大島・大島乳児保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行	・中原保育園の建替完了に伴う保育・子育て総合支援センターへの移行		
	●保護者への保育料補助の実施 H29助成児童数：4,322人 助成児童数：4,653人		助成児童数：4,421人	助成児童数：4,175人	助成児童数：3,956人	→ 事業推進
	●川崎認定保育園及びおなかま保育室の運営支援及び認可化の推進 H29川崎認定保育園及びおなかま保育室の受入児童数：4,477人 川崎認定保育園及びおなかま保育室の受入児童数：4,823人 ・認可化移行支援の実施		川崎認定保育園及びおなかま保育室の受入児童数：4,591人	川崎認定保育園及びおなかま保育室の受入児童数：4,296人	川崎認定保育園及びおなかま保育室の受入児童数：4,077人	→
	●病児・病後児保育事業の実施 ・全区での整備完了(H29) ・病児・病後児への保育の実施					→
	認可外保育施設支援事業 待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進します。					



政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

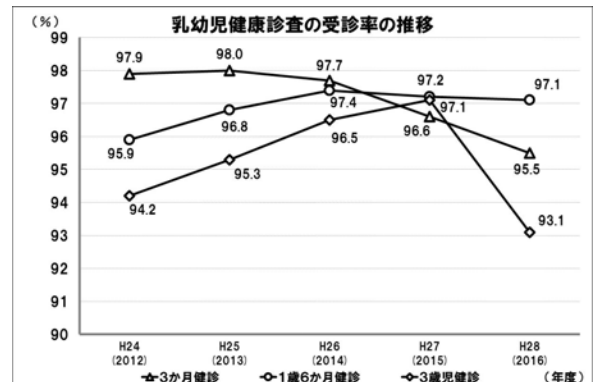
事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
幼児教育推進事業 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業を推進します。	● 幼稚園一時預かり事業の推進 H29実施園数：25園		実施園数：31園	実施園数：32園	実施園数：33園	➡ 事業推進
	● 認定こども園への移行促進 H29実施園数：1園 H29認定こども園数：4園		実施園数：3園 認定こども園数：10園	実施園数：3園 認定こども園数：13園	実施園数：3園 認定こども園数：16園	➡
	● 保護者への保育料等補助の実施 H29助成児童数：20,757人		助成児童数：17,196人	助成児童数：16,232人	助成児童数：15,137人	➡
	● 幼児教育相談の実施 ・巡回相談の実施		継続実施			➡
保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	● 「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 ・就職マッチング等の実施		継続実施			➡ 事業推進
	● 就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施 H28参加者数：1,283人 ・県外保育士養成施設への個別訪問の実施		参加者数：2,300人以上 ・県外保育士養成施設への個別訪問の拡充 ・出張型就職相談会の実施	参加者数：2,600人以上 ・県外保育士養成施設への個別訪問の実施	参加者数：2,700人以上 参加者数：2,700人以上	➡ ➡
	● 保育士宿舍借り上げ支援事業の実施 H28補助対象：374人		補助対象：907人	補助対象：997人	補助対象：1,117人	補助対象：1,216人 ➡
	● 保育士資格取得支援の実施 ・資格取得支援の実施		・保育士試験による資格取得支援の継続 ・学習費補助制度の拡充			➡
	● 保育士修学資金貸付等補助の実施 H29補助対象：63人		補助対象：63人	補助対象：120人	補助対象：120人	補助対象：120人 ➡
保育料対策事業 保育料を滞納している世帯に対し、納付指導、督促を徹底するとともに、保育サービスの受益と負担の適正化に向けた取組を推進します。	● 保育料収納対策の強化の実施 H28収納率：98.52%		収納率：98.80%以上	収納率：98.96%以上	収納率：99.08%以上	➡ 事業推進

施策 3 子どものすこやかな成長の促進



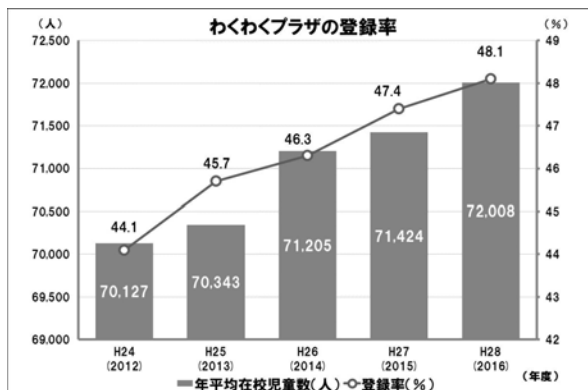
第 1 期の主な取組状況

- 平成 28（2016）年度から母子保健コーディネーターを配置するなど、母子健康手帳交付時からの相談・支援を充実させるとともに、乳幼児健診を実施するなど、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。
- こども文化センターが、子どもに多様な体験や活動を提供する場であるとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう、施設の運営を行っています。
- すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくりを行うため、「わくわくプラザ」において遊びの場、生活の場を確保し、仲間づくりを支援するとともに、多様な体験や、活動機会の提供に取り組んでいます。



施策の主な課題

- 産後うつ等への対応のため、母子保健事業の把握する情報を早期に適切な支援につなげていくことが求められています。
- 利用者が増加している「わくわくプラザ」については、子どもが安全・安心して過ごせる居場所の充実に取り組む必要があります。



わくわくプラザの新入生歓迎会



施策の方向性

- 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続
- 児童数の増加に対応した、小学生が放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりの推進
- こども文化センターと老人いこいの家の連携による多世代交流の促進



直接目標

● 子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.2 % (平成26 (2014) 年度)	95.2 % (平成28 (2016) 年度)	97.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.3 %以上 (平成33 (2021) 年度)	97.4 %以上 (平成37 (2025) 年度)
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	97.5 % (平成27 (2015) 年度)	97.2 % (平成28 (2016) 年度)	97.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.7 %以上 (平成33 (2021) 年度)	97.8 %以上 (平成37 (2025) 年度)
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	46.3 % (平成26 (2014) 年度)	48.1 % (平成28 (2016) 年度)	47 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49 %以上 (平成33 (2021) 年度)	51 %以上 (平成37 (2025) 年度)
わくわくプラザ利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.3 (平成27 (2015) 年度)	7.3 (平成29 (2017) 年度)	7.4 以上 (平成29 (2017) 年度)	7.7 以上 (平成33 (2021) 年度)	8.0 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母子の健康増進を図ります。	● 特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 H28助成件数： 助成件数：2,230件 助成件数：2,230件 助成件数：2,230件 助成件数：2,230件					⇒ 事業推進
	● 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 H28助成件数： 助成件数： 助成件数： 助成件数： 助成件数： 179,638件 178,342件以上 179,618件以上 180,968件以上 179,990件以上					⇒
	● 各区保健福祉センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施 H28受診者数： 受診者数： 受診者数： 受診者数： 受診者数： 59,031人 64,300人以上 64,700人以上 64,900人以上 64,900人以上					⇒
	● 健診未受診者へのフォローの実施 ・フォローの実施 継続実施					⇒
	● 医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 ・支援の実施 継続実施					⇒
母子保健指導・相談事業 思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	● 思春期の心と身体の健康教育の実施 ○ 学校保健と連携した集団指導等の実施 H28参加者数： 参加者数： 参加者数： 参加者数： 参加者数： 6,070人 6,100人以上 6,200人以上 6,300人以上 6,300人以上					⇒ 事業推進
	● 各区保健福祉センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ・事業実施 継続実施					⇒
	● 各区保健福祉センターにおける両親学級等の開催による出産・育児支援 H28参加者数： 参加者数： 参加者数： 参加者数： 参加者数： 5,667人 5,850人以上 5,900人以上 5,950人以上 5,950人以上					⇒
	● 乳児家庭への新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施 H28訪問実施率： 訪問実施率： 訪問実施率： 訪問実施率： 訪問実施率： 91.5% 92.2%以上 92.2%以上 92.2%以上 92.2%以上					⇒
	● 産前産後におけるサポートの実施 H28利用者数： 利用者数： 利用者数： 利用者数： 利用者数： 延べ942人 延べ1,000人以上 延べ1,010人以上 延べ1,020人以上 延べ1,020人以上					⇒

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
青少年活動推進事業 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。	● 青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ・青少年団体への支援	継続実施				事業推進
	● こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ・こども110番事業への支援等	継続実施				
	● 「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 ・青少年が企画・運営するイベントの実施	継続実施				
	● 青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 ・青少年指導員活動への支援	・青少年指導員制度の充実に向けた検討	・検討結果を踏まえた活動の推進			
こども文化センター運営事業 子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図ります。	● こども文化センターにおける児童の健全な育成事業の実施 ○ こども文化センターの運営 ・今後の運営のあり方の検討 H29：57か所	・今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全な育成に向けた取組の推進 ・施設等の計画的な維持・補修の実施				事業推進
	○ (仮称) 小杉こども文化センターの整備 ・実施設計	・整備に向けた取組の推進	・整備推進	開設 (58か所)		
	● 多世代交流の促進に向けた取組の推進 H29モデル事業実施数：13か所	・いこいの家との連携事業の推進				
わくわくプラザ事業 すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	● わくわくプラザ事業の実施 ○ わくわくプラザの運営 ・事業の今後のあり方の検討 H29：113か所	・ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組の推進 ・長期休業期間中の開設時間の延長に向けた試行的な取組の実施 ・施設等の計画的な維持・補修の実施	・長期休業期間中の開設時間の延長の実施			事業推進
	○ 小杉小学校におけるわくわくプラザの整備 ・工事着手	・整備推進	開設 (114か所)			
	● 子育て支援わくわくプラザ事業の実施 ・事業実施	継続実施				
青少年教育施設の管理運営事業 団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	● ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 H28利用人数：95,259人	利用人数：96,000人以上	利用人数：96,000人以上	利用人数：96,000人以上	利用人数：96,000人以上	事業推進
	● 黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施 H28利用人数：30,469人	利用人数：31,000人以上	利用人数：31,000人以上	利用人数：31,000人以上	利用人数：31,000人以上	
	● 子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施 H28利用人数：88,544人	利用人数：92,000人以上	利用人数：92,000人以上	利用人数：92,000人以上	利用人数：92,000人以上	
	● 青少年の家における団体宿泊活動等の実施 H28利用人数：33,842人	利用人数：34,000人以上	利用人数：34,000人以上	利用人数：34,000人以上	利用人数：34,000人以上	

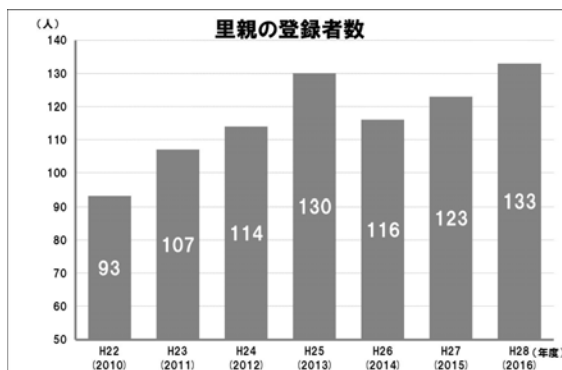


施策 4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり



第 1 期の主な取組状況

- 市内 3 か所の児童相談所において、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、増加する児童虐待に対応するため、要保護児童の一時保護や里親・児童養護施設等への措置など、子どもに対する専門的な支援を実施しています。
- 安心して自立した家庭生活が送れるよう、ひとり親家庭に対し、就職に有利な資格の取得に向けた支援とともに、子どもと地域とのつながりづくりや基本的な生活習慣の習得のための支援を行っています。

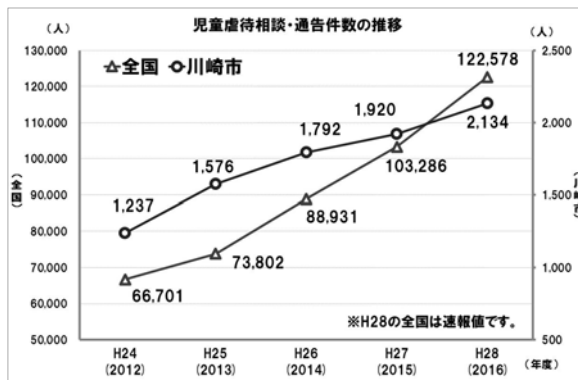


資料：こども未来局調べ



施策の主な課題

- 児童虐待の相談通告件数は依然として増加傾向にあります。子育てに不安や負担感を抱える家庭への支援や児童虐待の未然防止のため、関係機関と連携しながら、効果的な支援体制を検討する必要があります。
- 平成 28 (2016) 年度に実施した「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果を踏まえて、子どもの貧困対策の視点から、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されことなく成長・自立していけるよう、保健・福祉・教育・雇用等、様々な分野において総合的な取組を進める必要があります。



資料：こども未来局調べ



施策の方向性

- 児童虐待の未然防止や早期発見のための子育て支援や専門的な支援の推進
- ひとり親家庭の自立の促進に向けた生活・子育て・就業支援等の総合的な取組の推進
- 子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援の推進
- 地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみの構築



直接目標

子どもが安心して育つしくみをつくる



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
里親の登録数 (こども未来局調べ)	116 世帯 (平成26 (2014) 年度)	133 世帯 (平成28 (2016) 年度)	118 世帯以上 (平成29 (2017) 年度)	145 世帯以上 (平成33 (2021) 年度)	155 世帯以上 (平成37 (2025) 年度)
地域で子どもを見守る体制づくりが 進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	30.8 % (平成27 (2015) 年度)	37.4 % (平成29 (2017) 年度)	36 %以上 (平成29 (2017) 年度)	45 %以上 (平成33 (2021) 年度)	54 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら普及啓発や地域の支援体制づくりを進めます。	●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ・医療機関、警察、学校等との連携強化 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 ・法定研修の実施 ●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ・電話相談の実施 ●児童虐待防止普及啓発活動の実施 H29実施数：22回	継続実施 実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上	事業推進
	●児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施 ・（仮称）児童相談システムの開発	・（仮称）児童相談システムの導入	・ネットワーク化された情報を活用した包括的な支援の実施			
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。	●特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ確かな対応の推進 ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・一時保護の司法関与の強化に向けた検討	・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・検討結果を踏まえた事業推進				事業推進
	●児童相談所の体制強化 ・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討	・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討の継続	・検討結果を踏まえた事業推進			
里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。	●里親制度の普及・啓発活動の推進 里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 H29開催回数：5回	継続実施 開催回数：5回以上	開催回数：5回以上	開催回数：5回以上	開催回数：5回以上	事業推進
	●里親養育技術向上のための研修会等の実施 H29開催回数：3回	開催回数：3回以上	開催回数：3回以上	開催回数：3回以上	開催回数：3回以上	
	●家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施 H29登録者数：65人	登録者数：67人以上	登録者数：69人以上	登録者数：71人以上	登録者数：73人以上	
	●NPO、学校、保育園、乳児院、児童養護施設等の多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 ・事業実施	継続実施				



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図ります。	●児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進 3施設合計7か所	継続実施				事業推進
	●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 3施設合計10か所	・家庭に近い環境での支援の実施				
	●社会的自立に向けた支援等の実施	・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・学習・進学等に関する支援の実施				
ひとり親家庭の生活支援事業 ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。	●児童扶養手当の支給 ・対象者への支給 H28支給世帯：6,560世帯	継続実施				事業推進
	●ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施 ・一部助成の実施 H28助成世帯：5,163世帯	継続実施				
	●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 H28自立支援プログラム策定件数：57件	自立支援プログラム策定件数：75件以上	自立支援プログラム策定件数：80件以上	自立支援プログラム策定件数：85件以上	自立支援プログラム策定件数：90件以上	
	●ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の支給等資格取得支援の実施 H28高等職業訓練促進給付金新規認定：16件	高等職業訓練促進給付金新規認定：19件以上	高等職業訓練促進給付金新規認定：20件以上	高等職業訓練促進給付金新規認定：23件以上	高等職業訓練促進給付金新規認定：25件以上	
	●ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ・生活援助及び子育て支援の実施	・制度の運用状況を踏まえた事業の推進				
	●ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施 ・事業実施 (H29.10開始)	・制度の運用状況を踏まえた事業の推進				
	●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ・事業実施	継続実施				
	●ひとり親家庭支援のあり方の検討と取組の推進 ・特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討	・特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討の継続	・検討結果を踏まえた事業推進			
女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。	●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ・事業実施	継続実施				事業推進
	●DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・各区での相談・支援の実施	継続実施				
	●DV被害者等の緊急一時保護の実施 ・事業実施	継続実施				
子ども・若者支援推進事業 子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組むとともに地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える取組を推進します。	●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ・「川崎市子ども・若者生活調査」の調査結果の分析・研究	・分析・研究結果に基づく子ども・若者の支援の推進 ・子どもの貧困対策の実施				事業推進
	●ひきこもり等児童福祉対策の実施 ・対策の充実に向けた検討	・検討結果を踏まえた事業実施				
	●児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進 ・市内6か所	・地域における身近な相談・支援の実施				

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策の方向性

- 若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。
- こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。
- また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H26)(2014)	現状 (H29)(2017)	目標 (H37)(2025)
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (小学校6年生、全国学力・学習状況調査)	85.1%	83.9%	90%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した生徒の割合 (中学校3年生、全国学力・学習状況調査)	69.7%	68.4%	75%以上

施策の体系

政策2-2 未来を担う人材を育成する

施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

施策2-2-4 学校の教育力の向上

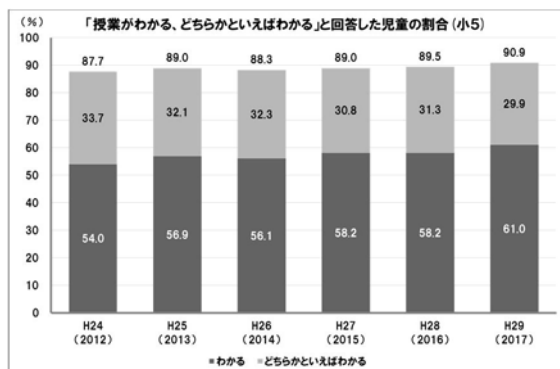


施策 1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

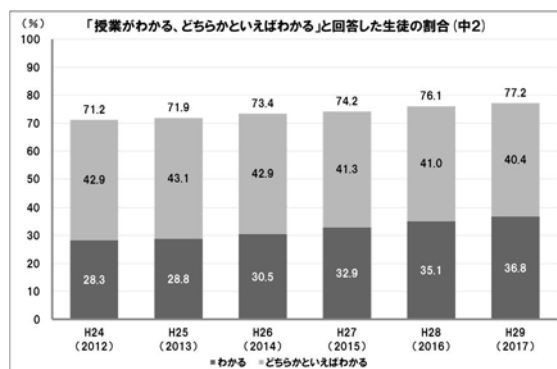


第 1 期の主な取組状況

- 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で開始しました。
- 子どもたちの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの「分かる実感」を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を活かして全校で展開を図るとともに、小学校における外国語の教科化等の学習指導要領の改訂内容を見据えて、「英語教育推進リーダー」の養成や、外国語指導助手（ALT）の配置拡充を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。
- 学校司書のモデル配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。



資料：市学習状況調査



資料：市学習状況調査



施策の主な課題

- 市学習状況調査等の結果から、授業の理解度については、小・中学校ともに改善傾向が見られます。基礎的な知識及び技能や、それを活用する力など、確かな学力の育成のために子どもたちの学力を多面的に捉えながら、引き続き、きめ細やかな学習指導や分かりやすい授業づくりに取り組む必要があります。
- 平成 32（2020）年度から小学校、平成 33（2021）年度から中学校の新学習指導要領の全面实施を見据え、各学校が適切なカリキュラム・マネジメントに取り組めるよう、研修機会の充実等の環境整備に取り組む必要があります。
- 将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、小中 9 年間にわたる「健康給食」の実現に向けた取組を進めるとともに、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。



施策の方向性

- 小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- 「分かる」が実感できる授業づくりの充実による学力の更なる向上
- 小学校における外国語教育の教科化など、学習指導要領改訂への適切な対応
- 小中 9 年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実



直接目標

● すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばし※いる」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	75.9 % (平成26 (2014) 年度：小6)	78.8 % (平成29 (2017) 年度：小6)	77.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：小6)	81.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：小6)	82.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：小6)
	66.7 % (平成26 (2014) 年度：中3)	71.7 % (平成29 (2017) 年度：中3)	68.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：中3)	74.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中3)	75.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：中3)
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	88.3 % (平成26 (2014) 年度：小5)	90.9 % (平成29 (2017) 年度：小5)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：小5)	93.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：小5)	94.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：小5)
	73.4 % (平成26 (2014) 年度：中2)	77.2 % (平成29 (2017) 年度：中2)	75.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：中2)	80.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中2)	82.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：中2)
「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第2期実施計画 から新たに設定	77.8 % (平成29 (2017) 年度：小5)	—	80.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：小5)	81.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：小5)
		61.2 % (平成29 (2017) 年度：中2)	—	65.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中2)	67.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：中2)
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	第2期実施計画 から新たに設定	93.8 % (平成29 (2017) 年度：小5)	—	96.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：小5)	97.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：小5)
		76.1 % (平成29 (2017) 年度：中2)	—	79.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中2)	81.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：中2)
体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県の前年値を100とした際の本市の値	99.7 (平成26 (2014) 年度：小5男)	100 (平成28 (2016) 年度：小5男)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：小5男)	101 以上 (平成33 (2021) 年度：小5男)	102 以上 (平成37 (2025) 年度：小5男)
	99.4 (平成26 (2014) 年度：小5女)	100.2 (平成28 (2016) 年度：小5女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：小5女)	101 以上 (平成33 (2021) 年度：小5女)	102 以上 (平成37 (2025) 年度：小5女)
	92.9 (平成26 (2014) 年度：中2男)	93.1 (平成28 (2016) 年度：中2男)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：中2男)	100 以上 (平成33 (2021) 年度：中2男)	100 以上 (平成37 (2025) 年度：中2男)
	94.5 (平成26 (2014) 年度：中2女)	95.3 (平成28 (2016) 年度：中2女)	100 以上 (平成29 (2017) 年度：中2女)	100 以上 (平成33 (2021) 年度：中2女)	100 以上 (平成37 (2025) 年度：中2女)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
キャリア在り方生き方教育推進事業 将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、手引きの配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。	●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進 ○キャリア在り方生き方教育の実施 ・全校実施（H28から）	・各校における取組の実施		・手引きの見直し		事業推進
	○多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援	・教職員の理解を深める研修の実施	・研修の実施及び校務用のネットワークを活用した実践の周知			
	●「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進 ・小・中学校への配布・活用	・高等学校用ノート試作版の作成	・高等学校用ノートの作成・配布	・活用推進	・活用推進及び小・中学校用ノートの見直し検討	
	●広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレットの作成及び配布	・リーフレット配布等による広報実施				



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
学力調査・授業改善研究事業 学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。	●市学習状況調査（小5、中2）・市学習診断テスト（中1、中3）の実施及び結果の活用推進 ○調査・テストの実施及び個票配布 ・調査等の実施 ○「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施及び結果の活用（小5、中2） ●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 ・授業改善実施 ●実践事例集の活用による指導力の向上 ・事例集作成・配布	- 継続実施 - 継続実施 ・さらなる授業改善の検討・実施 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布				事業推進
きめ細やかな指導推進事業 習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進 ○小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・3年間（H26～H28）の研究の総括 ○手引き等を活用した取組の実施 ・「きめ細やかな指導実践編」の作成及び活用 ●少人数指導・少人数学級等の推進 ・学校の実情に応じた取組の実施	・研究の成果を活かした取組の実施 ・「実践編」の冊子を活用した取組の実施 ・学校の実情に応じた取組の充実				事業推進
英語教育推進事業 外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。	●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 ○英語教育推進リーダーの養成 - H29養成数（累計）：20名 ○英語教育推進リーダーによる外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校1名以上参加の必修研修の実施 ●ALTの配置・活用による英語教育の推進 - H29 - 小・中学校：76名 - 高等学校：5名 ●小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備 ○小学校における中核英語教員（CET）を中心とした指導体制の整備 ・CETの選任 ○CET等への必修研修の実施 - 各校1名以上の参加 ○大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 - 受講者数：14名（H29） ・小学校外国語教授基礎論講座の受講促進 - 受講者数：58名 ○小学校英語強化教員（中学校英語科非常勤講師等）の派遣による英語授業力向上 ・学級担任との連携による授業実施及び相談支援	- 養成数（累計）：25名 - 継続実施 - 小・中学校：86名 - 高等学校：5名 - 小・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 - 受講者数：34名 - 小学校外国語教授基礎論講座の受講促進 - 受講者数：58名	- 英語教育推進リーダー活用の推進 - 小・中学校：96名 - 高等学校：5名 - 小・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 - 受講者数：40名 - 小・中学校外国語教授基礎論講座の受講促進 - 受講者数：58名	- 小・中学校：108名 - 高等学校：5名 - 小・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 - 受講者数：40名 - 小・中学校外国語教授基礎論講座の受講促進 - 受講者数：58名	- 小・中学校：108名 - 高等学校：5名 - 小・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 - 受講者数：40名 - 小・中学校外国語教授基礎論講座の受講促進 - 受講者数：58名	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
理科教育推進事業 理科支援員の配置や中核理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。	●理科支援員配置による理科教育の推進 ・全小中学校に配置 ・理科支援員の継続的な配置					事業推進
	●横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）養成及び活用の推進 ○CST養成プログラムの実施 H29CST養成数（累計）：62名		CST養成数：全72名	CST養成数：全77名	CST養成数：全82名	⇒
	○CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施 H29CSTによる研修数：4講座		CSTによる研修数：4講座	CSTによる研修数：4講座	CSTによる研修数：4講座	⇒
	●市内小・中学校でのCST実習生の受入 H29受入校数：5校		受入校数：2校	受入校数：2校	受入校数：2校	⇒
	●先端科学技術者の派遣授業の実施 H29実績：16回		実施回数：16回	実施回数：16回	実施回数：16回	⇒
小中連携教育推進事業 新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。	●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ・全中学校区における実施		継続実施			事業推進
	●指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進 ・2中学校区の指定及び研究実施		・2年間の研究の総括及び研究実施	・2中学校区の指定及び研究実施	・2年間の研究の総括及び研究実施	⇒
	●実践報告集の編集・発行や小中連携教育担当者会議の開催による有効な実践の共有 ・報告集の発行・活用及び会議の開催		・有効な実践の共有のための取組の実施			⇒
読書のまち・かわさき推進事業 子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。	●「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・第3次計画の策定		・計画に基づく取組の実施		・次期計画の策定	⇒ 事業推進
	●総括学校司書及び学校司書の配置による学校図書館の充実 総括学校司書：21名（H29） 学校司書：21校（H29）		総括学校司書：21名 学校司書：28校	総括学校司書：21名 学校司書：35校	総括学校司書：21名 学校司書：42校	⇒
	●図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の実施		継続実施			⇒
	●図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 H29研修実施回数：24回		研修実施回数：24回	研修実施回数：24回	研修実施回数：24回	⇒
	●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・小冊子の配布やイベントの実施		・連携した取組の実施			⇒
子どもの音楽活動推進事業 音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。	●ミュージア川崎シンフォニーホール等を活用した「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 H29体験者数：9,239人（94校）		体験者数：9,000人以上	体験者数：9,000人以上	体験者数：9,000人以上	⇒ 事業推進
	●ミュージア川崎シンフォニーホールを舞台とする「子どもの音楽の祭典」の実施 ・事業実施		継続実施			⇒
	●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成 H29実施校数：19校		実施校数：20校程度	実施校数：20校程度	実施校数：20校程度	⇒



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
人権尊重教育推進事業 子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 H29開催：2回 開催：2回 開催：2回 開催：2回 開催：2回 → 事業推進					
	●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 H28研修参加者数：2,437人 研修参加者数：2,450人 研修参加者数：2,450人 研修参加者数：2,450人 研修参加者数：2,450人 →					
	●人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・作成及び配布 ・補助教材の作成及び配布 →					
	●子どもの権利学習派遣事業の実施 H29派遣学級数：104学級 派遣学級数：105学級 派遣学級数：105学級 派遣学級数：105学級 派遣学級数：105学級 →					
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣 H29派遣校数：51校（151人） 派遣校数：53校（157人） 派遣校数：53校（157人） 派遣校数：53校（157人） 派遣校数：53校（157人） → 事業推進					
	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ・情報交換の実施 ・外国人教育推進連絡会議の開催 →					
	●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 ・実践事例報告会の開催 ・実践事例報告会の開催による情報交換の実施 →					
子どもの体力向上推進事業 児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動の充実を図ります。	●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の実施 継続実施 → 事業推進					
	●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 H29実施校数：全小学校（113校） ・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施 →					
	●学校体育への武道等指導者派遣の実施 H29派遣校数：63校 継続実施 →					
	●部活動実施への支援 ○顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者の派遣 H29派遣校数：43校 継続実施 →					
	○全国大会等出場者への旅費等の補助 ・旅費等の補助 継続実施 →					
	●中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業（講演会やバラスポーツの体験など）の実施 H29実施校数：10校 実施校数：10校 実施校数：10校 実施校数：10校 →					
健康教育推進事業 すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ・保健の授業等で実施 継続実施 → 事業推進					
	●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・食物アレルギー研修の実施 ・養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施 →					
	●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ・適正に実施 継続実施 →					
	●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 H29派遣数：4名 派遣数：6名 派遣数：6名 派遣数：6名 派遣数：6名 →					

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
健康給食推進事業 児童生徒の健全な身体発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効果的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ○食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 ・給食提供	継続実施				事業推進
	○J Aセレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用 ・「かわさきそだち」を使用した給食提供	継続実施				
	○(株) タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進 ・健康プログラムの検討	健康プログラムの実施				
	●小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・あり方の検討	・学校給食を活用した さらなる食育の充実 ・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂に向けた取組の実施	・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂・配布			
	●中学校完全給食の円滑な実施 ・センター方式48校、自校方式2校、小中合築校方式2校（全校実施）	・中学校全52校における円滑な給食運営 ・学校給食センター P F I 事業モニタリングの実施				
	●小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ○老朽機器の計画的更新 ・更新の実施	継続実施				
	○献立の充実に向けた取組 ・給食費改定に向けた検討	・献立の充実に向けた給食費の改定				
	○給食調理業務の委託化の実施 ・退職動向に合わせた委託化の実施	継続実施				
	●安全・安心して良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給	継続実施				
	●給食費管理等についての調査・研究 ・国や他都市の動向の調査	調査・研究の実施	調査・研究の結果を踏まえた取組の検討	調査・研究の結果を踏まえた取組の実施		
	●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 ・計画策定（H28）	計画に基づく取組の実施			次期計画の策定	事業推進
	●児童生徒の情報活用能力の育成の推進 ○情報化推進モデル校を活用した取組の実施 ・モデル校の指定	モデル校による研究	研究成果を活かした取組の実施			
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	●タブレット型 P C 等を活用した教員の I C T 機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ・I C T 機器の更新・整備	機器の更新・整備及び活用				
	●業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進 ○新システム移行に向けた取組 ・移行に向けた検討	設計	開発・仮稼動	本稼動		
	●情報システムのネットワーク環境のあり方の検討及び効率化の取組の推進 ・ネットワーク環境のあり方の検討	検討結果に基づく取組の推進				



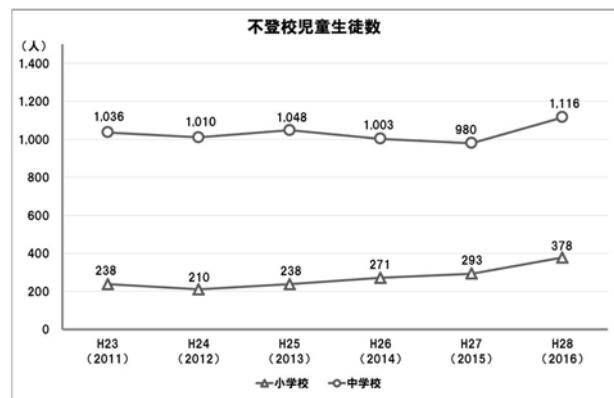
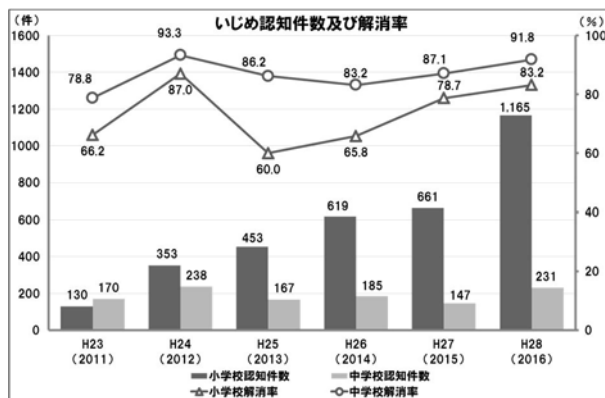
事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
魅力ある高校教育の推進事業 「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。	●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ・第1次計画の検証・評価 ・幸高校全日制普通科の開設（H29） ・定時制課程の再編完了（H29）	・第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討	・第2次計画の策定	・計画に基づく取組の実施		事業推進
	●高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 - H29講座実施数：10回	講座実施数：10回程度	講座実施数：10回程度	講座実施数：10回程度	講座実施数：10回程度	→
	●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施 ・2校（川崎、高津）で実施	・相談・支援の実施				→
	●川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進 ・中高一貫教育の推進	継続実施				→
道徳教育推進事業 「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえ、児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。	●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ・小・中学校主任会の実施等による指導体制の充実	・担当者研修等の充実				事業推進

施策2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応



第1期の主な取組状況

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加している現状があることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。
- 平成29（2017）年度には、すべての小学校において児童支援コーディネーターの専任化を完了し、教育的ニーズのある児童への支援体制の充実を図りました。
- 各学校の児童生徒指導体制を充実させるとともに、警察等との連携を図るなど、長期欠席傾向のある児童生徒の早期把握・早期対応を実施するしくみを整えました。



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果



施策の主な課題

- 子どもたちが持つ課題が多様化、複雑化する中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。



施策の方向性

- 障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を実施するための校内支援体制の構築
- 福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策の推進



直接目標

● 支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる



主な成果指標

名 称 (指標の典拠)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
支援が必要な児童(※)の課題改善率(小学校) (教育委員会事務局調べ) ※ 学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	81.8 % (平成26(2014)年度)	91.3 % (平成28(2016)年度)	88.0 %以上 (平成29(2017)年度)	95.0 %以上 (平成33(2021)年度)	97.0 %以上 (平成37(2025)年度)
1,000人あたりの暴力行為発生件数(中学校) (教育委員会事務局調べ)	8.29 件 (平成26(2014)年度)	7.56 件 (平成28(2016)年度)	8.22 件以下 (平成29(2017)年度)	6.88 件以下 (平成33(2021)年度)	6.88 件以下 (平成37(2025)年度)
いじめの解消率 (教育委員会事務局調べ) ※ (解消した件数/認知件数)×100	65.8 % (平成26(2014)年度:小学校)	83.2 % (平成28(2016)年度:小学校)	80.0 %以上 (平成29(2017)年度:小学校)	85.0 %以上 (平成33(2021)年度:小学校)	85.5 %以上 (平成37(2025)年度:小学校)
	83.2 % (平成26(2014)年度:中学校)	91.8 % (平成28(2016)年度:中学校)	90.0 %以上 (平成29(2017)年度:中学校)	92.0 %以上 (平成33(2021)年度:中学校)	92.0 %以上 (平成37(2025)年度:中学校)
不登校児童生徒の出現率 (教育委員会事務局調べ) ※ (不登校児童生徒数/全児童生徒数)×100	0.38 % (平成26(2014)年度:小学校)	0.52 % (平成28(2016)年度:小学校)	0.30 %以下 (平成29(2017)年度:小学校)	0.30 %以下 (平成33(2021)年度:小学校)	0.30 %以下 (平成37(2025)年度:小学校)
	3.48 % (平成26(2014)年度:中学校)	3.82 % (平成28(2016)年度:中学校)	3.39 %以下 (平成29(2017)年度:中学校)	3.34 %以下 (平成33(2021)年度:中学校)	3.34 %以下 (平成37(2025)年度:中学校)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018) 年度	平成31(2019) 年度	平成32(2020) 年度	平成33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・特別支援学校と情緒関連通級への担当教員の追加配置(H29) ・言語通級への担当教員の追加配置 ・小・中学校への支援の実施					事業推進
	●小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連:各區に設置 ・中学校情緒関連:市内3か所に設置	・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討				
	●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ	継続実施				
	●特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施 ・必修研修及び希望研修の実施	継続実施				
	●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 H29看護師派遣:週2回	・児童生徒の状況に応じた支援の実施				
	●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・こども心理ケアセンターへの小・中学校分教室の設置(H28)	・長期入院・入所児童生徒への指導者配置				
	●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置 H28配置回数:20,887回	継続実施				

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 ・児童生徒の実態に応じて各校で実施 ●一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 ・教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・会議の設置(H29) ・相談・支援の実施	継続実施				
共生・共育推進事業	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。	●各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進 ・担当者研修の実施 ・年2回実施 ・研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証 ・エクササイズ集を活用した取組の実施 ・エクササイズ集の改訂・配布 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実	継続実施			事業推進
児童生徒支援・相談事業	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・コーディネーターの専任化完了（H29） ・スキルアップに向けた研修の実施 ●スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・スクールカウンセラーの配置 ・全中学校への配置 ・学校巡回カウンセラーの派遣 ・全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣 ●スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援 ・川崎区2名、その他の区は1名の配置 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 ●多様な相談機能の提供 ・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施	継続実施			事業推進
教育機会確保推進事業	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。	●不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営 ●子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・募集及び配置（20名程度） ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実	継続実施			事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談事業	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別的教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・教育相談実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・日本語指導等協力者及び中学校への学習支援員の派遣 ・H28支援実施児童生徒数：295人 ・派遣の継続実施 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・研修会及び協議会の実施 ●日本語指導のための特別的教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における実施 ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討 ・全小・中・特別支援学校での実施	継続実施			事業推進



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。	●全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 ○新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・実施検討及び新中学1年生（H30〔2018〕年度入学）への実施	・中学生への継続実施及び新小学1年生（H31〔2019〕年度入学）への実施				事業推進
	○システム化による事務処理効率化 ・実施検討	・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施			
	●特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・円滑な支給	継続実施				
	●就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・就学事務の実施	継続実施				
	●高等学校奨学金の支給による支援 ・円滑な支給	継続実施				
	●大学奨学金の貸付の実施 ・貸付の実施及び制度のあり方の検討	継続実施				

施策3 安全で快適な教育環境の整備



第1期の主な取組状況

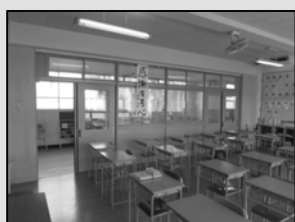
- 学校における子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育研究を実施し、これまでの成果を活かした取組を行っています。
- 老朽化した学校施設を建て替えるためには、多額の経費が必要とされることから、学校施設長期保全計画に基づく改修（学校施設の再生整備と予防保全）により、学校施設の長寿命化を推進し、財政支出の縮減と平準化を図るとともに、トイレの快適化やバリアフリー化など教育環境の改善を進めています。
- 児童生徒の増加に的確に対応し、適正な教育環境を維持するため、教室の転用や増築等の対応に計画的に取り組むとともに、小杉駅周辺地区における小学校建設工事への着手や、新川崎地区における開発動向や児童増減の把握など、小学校の新設に向けた取組を推進しています。

学校施設長期保全計画に基づく取組（実施例）

校舎の再生整備



改修により明るくきれいになった廊下

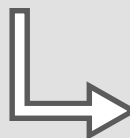


断熱化等により快適性を向上させた教室

体育館の改修



改修前



照明のLED化による省エネ化、避難所利用にも配慮した外壁や床下等の断熱化による快適性の向上



施策の主な課題

- 安全で快適な教育環境を確保するため、児童生徒の増加への対応や防災機能の強化など、個別の課題に取り組みながら、財政支出の縮減や平準化に向けて、学校施設長期保全計画に基づく改修による施設の長寿命化を着実に推進する必要があります。



施策の方向性

- 登下校時の交通事故減少をめざした交通危険か所対策の推進
- 「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進
- 児童生徒・保護者からのニーズを踏まえた学校トイレ改修の加速化
- 地域ごとの児童生徒数の動向を踏まえた良好な教育環境整備の推進



直接目標

安全で快適に過ごせる学習環境を整える



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会事務局調べ)	29 件 (平成22 (2010) ~26 (2014) 年の平均)	28 件 (平成24 (2012) ~28 (2016) 年の平均)	27 件以下 (平成25 (2013) ~29 (2017) 年の平均)	25 件以下 (平成29 (2017) ~33 (2021) 年の平均)	23 件以下 (平成33 (2021) ~37 (2025) 年の平均)
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会事務局調べ) ※「築年数20年以下(平成25 (2013) 年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済の学校施設」/全学校施設	24.1 % (平成27 (2015) 年度)	26.4 % (平成28 (2016) 年度)	28.7 %以上 (平成29 (2017) 年度)	50 %以上 (平成33 (2021) 年度)	80 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む学校防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置 H29配置数：20名 配置数：20名 配置数：20名 配置数：20名 配置数：20名 ●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ・適正な配置 継続実施 ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ・通学路安全対策会議の運営 継続実施 ・危険か所の改善 継続実施 ●学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 ・H28までに全校一巡 指定校数：4校 指定校数：4校 指定校数：4校 指定校数：4校 - H29指定校数：4校					→ 事業推進
学校施設長期保全計画推進事業 既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。	●学校施設の長寿命化・再生整備の推進 ・校舎の工事：H29 17校 ・体育館の工事：H29 16校 ・校舎の工事：13校 ・体育館の工事：16校 ・校舎の工事：20校 ・体育館の工事：5校 ・校舎の工事：13校 ・体育館の工事：3校 ・校舎の工事：16校 ・体育館の工事：3校					→ 事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
学校施設環境改善事業 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。	●学校トイレの環境整備の推進					
	H29完了校数：21校	完了校数：26校	完了校数：58校	完了校数：88校	完了校数：123校	➡ 全校完了予定 (H34)(2022)
	●既存校のエレベータ設置の推進					
	H29完了校数：130校	完了校数：135校	完了校数：140校	完了校数：145校	完了校数：150校	➡
	●体育館の灯油式自家発電機の設置の推進					
	H29完了校数：136校	完了校数：155校	全校設置完了			
	●非常用電源としての蓄電池の整備					
	H29完了校数：40校	完了校数：46校	完了校数：52校	完了校数：58校	完了校数：64校	➡
	●窓ガラスの飛散防止の推進					
	H29完了校数：61校	完了校数：67校	完了校数：68校 (残りの学校は再生整備等により対応)			
学校施設維持管理事業 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施					
	・適切な管理の実施	継続実施				➡ 事業推進
児童生徒増加対策事業 児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施					
	・推計の実施	継続実施				➡
	●児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討					
	・対応の検討	継続実施				➡
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討					
	・調査・検討の実施	継続実施				➡
	●小杉小学校の開校に向けた取組の推進					
	・新築工事	・新築工事・完成	開校			
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進					
	・開発動向を踏まえた開校時期の検討	・開校時期の検討及び検討結果に基づく取組の実施				➡ 開校予定 (H35)(2023) 以降
	●計画的な施設整備					
	・未長小、西梶ヶ谷小 増築工事（完成）			・高津小、柿生小 増築工事	・高津小、柿生小 増築工事（完成）	
	・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事	・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事（完成）	・東住吉小、東小倉小 増築工事	・東住吉小、東小倉小 増築工事（完成）	・2校程度の増築を実施	



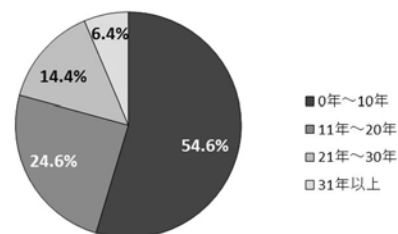
施策 4 学校の教育力の向上



第 1 期の主な取組状況

- 地域に開かれた信頼される学校となるためには、学校の情報を地域と共有し、相互に交流を重ねていくことが大切であることから、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校教育推進会議、学校評価制度等のしくみを通じて、保護者・地域の学校運営への参加の促進を図っています。
- 子どもたちが、生き生きと学校生活を送るためには、誠実で、人間味や活力に富む教職員の存在が不可欠であることから、改正教育公務員特例法に基づく協議会の設置や、本市の状況を踏まえた教員研修計画の検討など、教職員の資質・指導力の向上に向けた取組を進めています。
- 平成 29（2017）年度から、市立小・中学校等における学級編制基準（1 学級あたりの児童生徒の人数を定める基準）の決定権等が、神奈川県から本市に移譲されました。より一層子どもたちの実情に沿った学校運営ができるよう、教職員定数の最適化に向けた検討を進めています。

市立学校 教育職（管理職を除く）
経験年数別の割合



平成 29（2017）年 5 月現在

資料：教育委員会事務局調べ



施策の主な課題

- 教員の長時間勤務や、大量採用による経験の浅い教員の増加等が課題となっている中、学校全体としてさまざまな教育課題への対応力をさらに向上させる必要があります。そのため、引き続き優秀な人材の確保や育成に取り組むとともに、県から移譲された権限を活かした学校運営体制の再構築や、業務の効率化を進める必要があります。



施策の方向性

- さまざまな教育課題への対応力向上を図るための学校運営体制の再構築
- 教職員の長時間勤務の解消に向けた、学校における働き方・仕事の進め方改革の推進



直接目標

- 教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
「家で、自分で計画を立てて勉強 をしている、どちらかといえばしてい る」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	58.4 % (平成26 (2014) 年度：小6)	62.6 % (平成29 (2017) 年度：小6)	59.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：小6)	63.5 %以上 (平成33 (2021) 年度：小6)	64.5 %以上 (平成37 (2025) 年度：小6)
	45.0 % (平成26 (2014) 年度：中3)	50.3 % (平成29 (2017) 年度：中3)	45.5 %以上 (平成29 (2017) 年度：中3)	51.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中3)	51.5 %以上 (平成37 (2025) 年度：中3)
「今住んでいる地域の行事に参加 している、どちらかといえばしてい る」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	53.6 % (平成26 (2014) 年度：小6)	47.4 % (平成29 (2017) 年度：小6)	55.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：小6)	57.5 %以上 (平成33 (2021) 年度：小6)	60.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：小6)
	31.2 % (平成26 (2014) 年度：中3)	31.9 % (平成29 (2017) 年度：中3)	32.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：中3)	33.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中3)	34.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：中3)
「学校生活が楽しい、どちらかとい えば楽しい」と回答した児童生徒の 割合 (市学習状況調査)	93.3 % (平成26 (2014) 年度：小5)	94.4 % (平成29 (2017) 年度：小5)	93.3 %以上 (平成29 (2017) 年度：小5)	94.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：小5)	94.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：小5)
	89.9 % (平成26 (2014) 年度：中2)	89.9 % (平成29 (2017) 年度：中2)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度：中2)	90.0 %以上 (平成33 (2021) 年度：中2)	90.0 %以上 (平成37 (2025) 年度：中2)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域等による学校運営への参加促進事業 学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、より良い教育の実現をめざします。	● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ・各校の取組推進	継続実施				事業推進
	● 学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえたあり方の検討 H29コミュニティ・スクール数：10校	・運営支援の継続及びあり方の検討	・運営支援の継続及び検討結果に基づく取組の実施			
	● コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 ○ コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催	・各1回実施	継続実施			
	○ 取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布	・作成及び配布	継続実施			
区における教育支援推進事業 各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。	● 区における教育支援の推進 ○ 学校運営全般に対する支援	・支援の実施	継続実施			事業推進
	○ 地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化	・連携した取組の実施	継続実施			
	○ 各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進	・連携強化及び支援	継続実施			
	● 「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進	・登録及び紹介	継続実施			



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するためのしくみとして学校評価を推進します。	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ・事業実施	・「夢教育21推進事業」の継続実施				事業推進
	●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ・学校評価の実施	継続実施				
	●学校教育ボランティア配置による学校活動の支援 ・学校教育ボランティアの配置	継続実施				
教職員研修事業 子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。	●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 ・教育公務員特例法の改正に伴う、教員の職責、経験及び適性に応じた育成指標の設定と研修内容の見直し ・大学との連携による教員等育成協議会の設置（H29）	・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築 ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施				事業推進
	●優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施 ・事業実施	継続実施				
教職員の選考・人事業務 施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。	●効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・定数算定等の実施	・施策推進に資する定数算定及び配当				事業推進
	●地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施 ・インターネット電子申請での申込を開始（H29）	・適切な採用選考の実施及び次年度に向けた実施内容の検討				
	●学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた教職員配置の実施 ・適正な実施	継続実施				
学校業務マネジメント支援事業 学校の教育力を高めるため、諸経費の適切な予算措置や教材の整備等の学校運営支援を行うとともに、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組を推進します。	●学校運営体制の再構築に向けた取組 ・教職員勤務実態調査の実施	・調査結果の分析及び効率的・効果的な学校運営体制の検討	・モデル校における試行実施	・試行結果を踏まえた取組の実施		事業推進
	●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施 ・学校業務検討委員会等での取組検討及び順次実施	・検討結果に基づく取組の実施 ・事務支援員配置による負担軽減の実施				
	・ノー部活動デーの導入など部活動の運営改善	・部活動顧問として技術指導や大会の引率等を行う部活動指導員配置による負担軽減の実施				
	●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用 ○学校法律相談の実施 ・相談実施	継続実施				
	○各校の実情に応じた予算調整制度の運用 ・制度運用	継続実施				

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

政策の方向性

- 家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。
- 市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)(2015)	現状 (H28)(2016)	目標 (H37)(2025)
「1年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	25.2%	22.3%	30%以上
「自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	50.8%	51.2%	55%以上

施策の体系

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援



施策 1 家庭・地域の教育力の向上



第 1 期の主な取組状況

- 家庭環境の複雑化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まっている中で、市民館などにおける家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級に加えて、これまで各種講座等を受けることができなかった人に学べる機会を提供するため、新たに企業と連携した取組を進めています。
- 中学校区や行政区単位で活動している地域教育会議では、青少年の健全育成に取り組む団体や、地域住民、教職員などが一体となって、顔の見える関係づくりや地域の教育課題の解決に取り組んでいます。
- シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」については、平成 26（2014）年度からのモデル実施を経て、平成 28（2016）年度から本格的に開始しました。平成 30（2018）年 3 月までに 38 か所が開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業：体験活動の様子



地域の寺子屋事業：学習支援の様子



施策の主な課題

- これまで各種講座等を受けることができなかった人に学べる機会を提供し、家庭教育支援の輪をさらに広げるため、企業等との連携の拡充など新たな切り口により、支援対象を増やす取組が必要です。
- 「地域の寺子屋事業」をさらに広げていくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）の確保が求められています。



施策の方向性

- 福祉部門や企業等と連携した情報提供など、これまで支援の場への参加機会が少なかった家庭の参加促進
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組の推進



直接目標

- 大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	87.6 % (平成26 (2014) 年度)	88.6 % (平成28 (2016) 年度)	90.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	92.0 %以上 (平成33 (2021) 年度)	93.0 %以上 (平成37 (2025) 年度)
家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合※ (家庭教育事業参加者アンケート)	91.4 % (平成27 (2015) 年度)	92.4 % (平成28 (2016) 年度)	92.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	92.5 %以上 (平成33 (2021) 年度)	93.0 %以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 家庭教育事業参加者アンケートについては、平成 27 (2015) 年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27 (2015) 年 4 月から 12 月までの集計によるものです。



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状		事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
家庭教育支援事業 子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。	● 市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ・事業実施 (全区) ・家庭・地域教育学級等事業の実施						事業推進
	● P T Aによる家庭教育学級開催の支援 H28開催数：163校 開催数：163校以上 開催数：163校以上 開催数：163校以上 開催数：163校以上						
	● 全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ・全市・各区で実施 ・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催						
	● 企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進 H28開催数：2講座 継続実施						
地域における教育活動の推進事業 地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	● 各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ・研修会の実施等による支援 継続実施						事業推進
	● 地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ・交流会の開催 継続実施						
	● 市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ・会議等の実施 継続実施						
	● 地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 H28参加者数：2,814人 参加者数：2,830人以上 参加者数：2,830人以上 参加者数：2,830人以上 参加者数：2,830人以上						
地域の寺子屋事業 地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週 1 回の学習支援と、土曜日等に月 1 回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	● 地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 H30.3までの設置か所数：38か所 設置か所数：77か所 ・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充						全小・中学校設置完了 事業推進
	● 養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材 (寺子屋先生・寺子屋コーディネーター) の確保 H28参加人数：578人 参加人数：1,000人 参加人数：1,500人 参加人数：2,000人 参加人数：2,500人						
	● 地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ・年 1 回開催 継続実施						

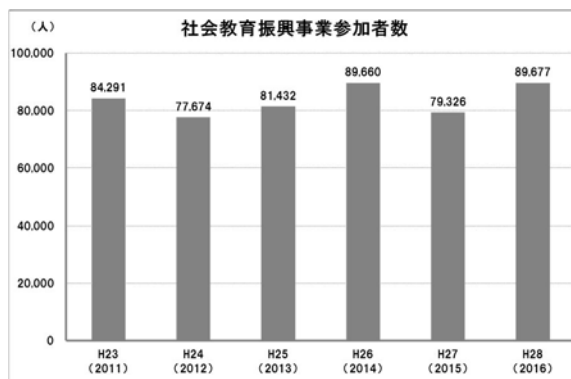


施策 2 自ら学び、活動するための支援

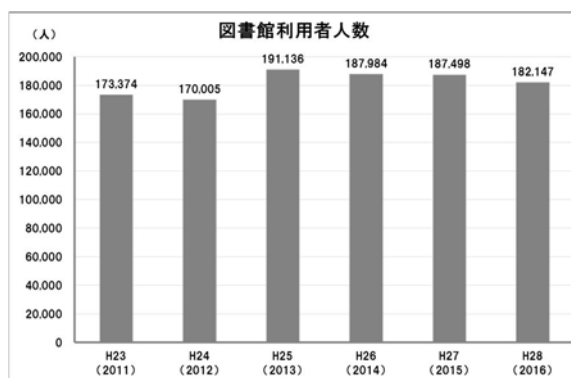


第 1 期の主な取組状況

- さまざまな市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆や、コミュニティを創造するとともに、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成に取り組んでいます。
- 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭や体育館を開放するなど、学校施設の有効活用を促進するとともに、市民館や図書館等の社会教育施設におけるサービス向上や長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。
- 老朽化が進んでいる教育文化会館については、スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）にホール機能を移転するとともに、川崎区の市民館としてのあり方の検討を進めています。



資料：教育委員会事務局調べ



資料：教育委員会事務局調べ



施策の主な課題

- 高齢化の進行に伴い、シニア世代の知識・経験を地域の課題解決に活かすしくみや、社会参加・生きがいづくりにつなげるなど、生涯学習が果たす役割が今後一層重要となることから、市民の主体的な活動を支えるためのさまざまな支援に取り組む必要があります。また、市民が自ら学ぶ拠点となる市民館や図書館等のサービス向上や施設の老朽化対策など生涯学習環境の充実を図る必要があります。



施策の方向性

- 地域におけるつながりや、社会参加・生きがいづくりを促進するための、市民の主体的な学び・活動への支援の充実
- 市民館や図書館等のサービス向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進
- 市民に身近な活動の場としての、学校施設の更なる活用の推進



直接目標

● 市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
教育文化会館・市民館・分館の 社会教育振興事業参加者数 (教育委員会事務局調べ)	89,660 人 (平成26 (2014) 年度)	8.9万 人 (平成28 (2016) 年度)	9万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	9.1万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	9.2万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
教育文化会館・市民館・分館施 設利用率 (教育委員会事務局調べ)	56.6 % (平成26 (2014) 年度)	56.7 % (平成28 (2016) 年度)	56.9 %以上 (平成29 (2017) 年度)	57.3 %以上 (平成33 (2021) 年度)	57.7 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市立図書館・分館における図書館 の入館者数 (教育委員会事務局調べ)	4,337,308 人 (平成26 (2014) 年度)	409.4万 人 (平成28 (2016) 年度)	435万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	437万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	439万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
学校施設開放の利用者数 (教育委員会事務局調べ)	2,609,747 人 (平成26 (2014) 年度)	267.2万 人 (平成28 (2016) 年度)	261万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	267.7万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	268.1万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
社会教育振興事業を通じて新た なつながりが増えた割合※ (事業参加者アンケート)	67.5 % (平成27 (2015) 年度)	70.4 % (平成28 (2016) 年度)	69.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	70.5 %以上 (平成33 (2021) 年度)	72.0 %以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 事業参加者アンケートについては、平成 27 (2015) 年度から実施したため、計画策定時の値は平成 27 (2015) 年 4 月から 12 月までの集計によるもので
す。



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
社会教育振興事業 教育文化会館・市民館・分 館において、市民の学習や活 動の支援、社会教育を担う 団体やボランティアの育成、市 民のネットワークづくりなどを 行うとともに、学習の成果や地 域の人材資源の活用を図り、 市民の力による地域の教育 力とまちづくり力の向上を図 ります。	● 子育てや、平和・人権・男女平等など、さまざまな学習の場の提供による、市民の「学ぶ力」の育成 ・市民館における社会 教育事業の実施 継続実施					事業推進
	● 市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用 ・養成講座及び活用 に向けた取組の実施 継続実施					
	● 市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成 ・事業実施 継続実施					
図書館運営事業 市民の読書要求に応え、市 民の課題解決に役立つた めに、多様な図書館資料を 収集・提供するとともに、レ ファレンスの向上、インタ ーネットや ICT の活用、関 係機関や学校図書館との 連携促進などを図りなが ら、効率的・効果的な 図書館運営をめざしま す。	● 多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保 H28資料数： 資料数： 資料数： 資料数： 資料数： 全84万タイトル 全85.5万タイトル 全86万タイトル 全86.5万タイトル 全87万タイトル					事業推進
	● 地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供 ・資料収集・提供 継続実施					
	● ICT 機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理 ・維持管理 継続実施					
	● 図書館総合システムの円滑な運用 ・機器の更新に向けた 検討・準備 ・機器更新 ・円滑な運用及び次期 システムの検討					
	● 来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 ・支援サービスの実施 継続実施					
	・図書館施設外での貸 出・返却手法の検討 ・返却ボックスの新設及 び検討の継続					



事務事業名	現状	事業内容・目標				
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	平成32 (2020) 年度	平成33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
生涯学習施設的环境整備事業 市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の環境整備を図るなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。	●市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）のさらなる活用の推進 H29開放施設数：450か所 ・さらなる活用の推進に向けた方策の検討 ・検討結果に基づくモデル事業の実施・検証					→
	●老朽化した社会教育施設等の環境整備 ・維持補修の実施 継続実施					→
	●既存施設（労働会館）を活用した川崎区における市民館機能の整備推進 ・川崎区における市民館機能のあり方の公表 ・施設整備に向けた基本構想作成 ・施設整備基本計画作成 ・基本・実施設計 ・改修工事 ・教育文化会館除却設計					→ 供用開始予定 (H34)(2022) → 教育文化会館除却工事予定 (H34)(2022)
	●社会教育施設のより一層の市民サービス向上をめざした効率的・効果的な管理運営体制の構築 ・効率的・効果的な管理運営体制の検討 ・検討の継続 ・検討結果に基づく取組の推進					→